

十和田市奥入瀬溪流館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、十和田市奥入瀬溪流館（以下「溪流館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 奥入瀬溪流及び十和田湖の観光振興を図るため、溪流館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 溪流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
十和田市奥入瀬溪流館	十和田市大字奥瀬字栃久保 183 番地

(業務)

第4条 溪流館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 溪流館の利用及び使用に関すること。
- (2) 奥入瀬溪流及び十和田湖に関する観光、歴史、地理、動植物等の情報提供等に関すること。
- (3) 溪流館の利用者に便益を提供するため、営業の用に供すること。
- (4) その他溪流館の設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(利用の拒否等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、溪流館の利用を拒否し、退去させることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認める場合
- (3) 溪流館の施設、設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認める場合
- (4) 係員の指示に従わない場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認める場合

(使用の許可)

第6条 溪流館の物産コーナーを使用しようとする者及びレクチャールームを占有して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第7条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料の種類は、基本使用料及び加算使用料とする。

3 基本使用料の額は、別表のとおりとする。

4 加算使用料は、物産コーナーの使用者が納付するものとし、当該使用者の毎月の総売上金額に100分の1から100分の3までの範囲内の割合で、規則で定める割合を乗じて得た額とする。ただし、その金額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

5 物産コーナーの使用の許可の期間に1か月に満たない端数があるときは、その期間が15日未満の場合は基本使用料を半額とし、15日以上の場合は基本使用料の全額を当該月の基本使用料とする。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、第6条第1項の許可を受けようとする者又は使用者が、溪流館の使用につき次の各号のいずれかに該当するときは、溪流館の使用の許可を拒

み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 第5条各号のいずれかに掲げる行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(2) この条例、この条例に基づく規則又は第6条第2項の許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(4) 溪流館の設置の目的又は使用の許可の目的以外の目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。

(特別の設備等)

第11条 使用者は、溪流館の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入し、これを使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、溪流館の使用を終了したとき、使用の許可を取り消されたとき、使用の停止を受けたとき、又は使用の制限を受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が当該使用者に代わってこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第14条 利用者又は使用者は、溪流館の施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に溪流館の管理を行わせること

ができる。

(指定管理者の管理の基準及び業務の範囲)

第16条 前条の規定により指定管理者に溪流館の管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うとともに、法令、条例、規則その他市長の定めるところに従い、溪流館の管理を行わなければならない。

- (1) 第4条に規定する業務
- (2) 溪流館の使用の許可に関する業務
- (3) 溪流館の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第7条関係）

区分	基本使用料
物産コーナー	月額 68,750 円
レクチャールーム	半日につき 1,070 円

備考

- 1 物産コーナーにおいて使用する電気、燃料、水道等の費用は、使用者の負担とする。
- 2 レクチャールームにおいて暖房を使用する場合の使用料は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。
- 3 この表において「半日」とは、開館から午後1時までの時間及び午後1時から閉館までの時間をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の十和田市奥入瀬溪流館条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項の許可及び第11条の許可並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。